

平成27年12月

お客さまへ

株式会社 大垣共立銀行

金融商品にかかるマイナンバー制度に関するお知らせとお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、マイナンバー制度が開始となります。

今後、当行にて取扱いいたしております下表の金融商品について、当行または保険会社・信託銀行等から、該当するお取引・お手続き時にマイナンバーの提示をお願いいたします。ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

金融商品の種類	マイナンバーの提示をお願いするお取引・お手続き
投資信託・公共債	お取引の開始時、お届け事項の変更（住所変更など）時に当行からご案内します。 また、既存の個人・法人のお客さまへも順次、当行からご案内します。 NISAやマル優・マル特などの非課税取引につきましては、マイナンバーの提示を非課税取引ご継続の要件とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
生命保険	保険金・年金等の請求時に契約保険会社からご案内があります。
合同指定運用金銭信託「OKBファンド」	すべての法人のお客さまへ信託銀行からご案内があります。 法人のお客さまのお届け事項の変更時、個人のお客さまの相続手続時にも信託銀行からご案内があります。
当行仲介の金融商品	新規のお客さまへは当行からご案内があります。 既存の個人・法人のお客さまへは証券会社からご案内があります。

敬 具